

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第34回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成25年11月11日（月） 15:00～15:35

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）飯倉立也，川口宰護（委員長），新関輝夫，永尾廣久，野口郁子（敬称略。五十音順）

（庶務）江頭総務課長，早尻総務課課長補佐

（説明者）永淵事務局長

4 議題

（1） 司法修習生（第66期）の判事任命候補者について

（2） 平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

5 審議資料

115 10月30日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について

116 判事任命（上半期）候補者に関する情報目録

6 協議等

（1） 第66期司法修習生判事補任官希望者について

庶務から，次のとおり説明を行い，各委員の了承を得た。

本年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者（第66期）について，10月30日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）から地域委員会地域委員長あての通知文書により，福岡高裁管内の候補者名簿及びその履歴書，参考として全国の候補者名簿が送付されている。通知文書によると，これらの

候補者に関しては，12月20日に予定されている指名諮問委員会で審議・答申される予定となっている。当地域委員会においては，福岡高裁管内の指名候補者について，弁護士会，検察庁，裁判所に対し，指名候補者名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないが，当地域委員会に特段の情報が寄せられた場合には，指名諮問委員会に報告する。

(2) 判事再任（上半期）候補者に関する情報のとりまとめについて

庶務から，審議資料116の情報13件（情報番号1から情報番号13）はいずれも情報提供の在り方については問題がない旨の説明があった。

情報番号10については，全委員の一致した意見により，内容に特段の情報が記載されていないため，指名諮問委員会に報告する必要はないとされた。

審議の結果，審議資料116の情報番号10を除くその他の情報12件（情報番号1～9及び情報番号11～13）を，指名諮問委員会に送付することについて全委員が了承した。

また，委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 当地域委員会は，これまでもポジティブ情報を正式情報として指名諮問委員会に送付してきたが，特に今回のように同一候補者に対し，ネガティブ情報のほかポジティブ情報もある場合には，ポジティブ情報を送付することの意味がより一層高いと思う。
- ・ 判事再任候補者のうち1人については，重点審議者としてより慎重な審議をすべきであるとの意見を付して指名諮問委員会に情報を送付すべきではないか。

これに対して，次のとおりの意見が述べられた。

- ・ 重点審議者にするかどうかの判断は，指名諮問委員会に任せるべ

きだと思うので、意見を付す必要はないと考える。

- ・ 地域委員会がことさらに意見をつけることで、指名諮問委員会に余計なマイナスイメージを与えてしまうと思うので、消極である。
- ・ 当該候補者について送付する情報には、ネガティブ情報だけでなく、ポジティブ情報や中立的情報もあるので、指名諮問委員会にはこれらの情報の全体を見て評価していただければよいと考える。また、地域委員会がそのような意見を付すと、送付する情報の他にも情報があるのではないかという憶測を生みかねず、相当でないと考ええる。

審議の結果、指名諮問委員会に情報を報告するに当たり、意見を付すことについては、消極の立場を取る意見の委員が多数を占めたため、意見は付さないこととされた。

更に、委員から次のとおりの意見が述べられた。

- ・ 本来この制度は、裁判官の質の向上を目的としたものであるし、情報の内容として裁判官に問題があるというネガティブ情報が寄せられた裁判官については反省してもらう必要があると思う。したがって、そのような裁判官が再任された場合には、再任後の情報を地域委員会にフィードバックすべきである。そうでないと、地域委員会の審理が形骸化することになる心配があるのではないか。
- ・ 地域委員会は指名諮問委員会への情報収集機関であるから、再任後の情報がフィードバックをされないからといって、地域委員会が形骸化することにはならないと考える。

7 次回期日

追って指定する。